

○三鷹市総合保健センター条例

平成9年3月31日条例第7号

改正

平成28年3月31日条例第15号

(目的及び設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、三鷹市総合保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市総合保健センター

位置 三鷹市新川六丁目37番1号

(事業及び施設の使用)

第3条 保健センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 母子保健、栄養改善及び歯科保健に関すること。
- (2) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) がん検診に関すること。
- (6) 結核予防に関すること。
- (7) 感染症予防に関すること。
- (8) 在宅ケアに係る相談及び指導に関すること。
- (9) 休日歯科応急診療に関すること。
- (10) その他保健衛生に関すること。

2 前項の事業に支障がない場合は、施設の使用をさせることができるものとする。

(使用の承認等)

第4条 前条第2項の規定により使用できる施設は、別表のとおりとする。

2 前項の施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健センターの施設の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、保健センターの施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条第3項に規定する使用の条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 第3条第2項に規定する施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(休館日)

第10条 保健センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認

めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び毎月第4月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第11条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の第3条第2項に規定する使用に供することができる時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午後7時から午後10時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後10時まで

（事業の実施に係る開館日及び開館時間）

第12条 前2条の規定にかかわらず、第3条第1項各号に掲げる事業の実施に係る施設の開館日及び開館時間については、規則で定める。

（使用权の譲渡禁止）

第13条 使用者は、保健センターの施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更等の禁止）

第14条 使用者は、保健センターの施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、保健センターの施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

（損害賠償の義務）

第16条 使用者は、保健センターの施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるとき

は、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の三鷹市総合保健センター条例の規定による保健センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第4条、第7条、第10条、第11条関係）

施設名	団体区分	時間区分			
		午前9時～正午	午後0時30分～午後3時30分	午後3時45分～午後6時45分	午後7時～午後10時
多目的室1	市内団体	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
多目的室2		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
多目的室1	市外団体	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
多目的室2		2,400円	2,400円	2,400円	2,400円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 市内団体 市民（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）が構成員の半数以上を占める団体等をいう。
 - 市外団体 市内団体以外の団体等をいう。
- 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。